

南海トラフ地震臨時情報発表時の工事中の安全確保について

令和元年 12 月 16 日 建工第 42 号

工事検査課長から本庁各関係課長及び関係出先機関の長あて

気象庁は、従来の「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」及び「南海トラフ地震に関連する情報（定例）」に替わり、「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」の情報発表を令和元年 5 月 31 日より開始しました。

このうち、「南海トラフ地震臨時情報」については、防災対応等を示すキーワード（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意、調査終了）を情報名に付して情報発表されることになりました。

これに伴い、南海トラフ地震臨時情報発表時の工事中の防災対応等を下記のとおりとします。

各情報に対する防災対応等については、施工計画書の緊急時の体制及び対応に記載することとしているので、受注者の指導監督をお願いします。

記

受注者は、南海トラフ地震臨時情報が気象庁から出された場合には、地震関連情報の収集に努め、状況に応じて工事中断等の措置をとるものとし、これに伴う必要な補強・落下防止等の保全措置を講じなければならない。

- （1）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における上記保全措置については、土木工事共通仕様書第 1 章 1 - 1 - 4 施工計画書第 1 項の（10）緊急時の体制及び対応に記載しなければならない。
- （2）上記事実が発生した場合は、第 1 章 1 - 1 - 41 臨機の措置の規定による。
- （3）受注者は、上記の地震に限らず震度 4 以上の地震が発生した場合は、速やかに作業を中止するとともに現場内を点検し、その状況を監督員に報告するものとする。

※ 1. 南海トラフ地震については、内閣府及び気象庁のホームページを参照してください。